

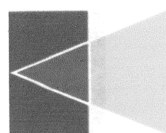
長期収載品の処方、調剤に関する事項

2024 年 10 月 1 日から、長期収載品（後発医薬品《ジェネリック医薬品》がある先発医薬品）の自己負担が導入されます。患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、特別の料金としてご負担いただく仕組みです。

■対象となる医薬品 外来患者さんの院内・院外処方 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品（注射薬剤含む）

■対象外になる場合 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合 バイオ医薬品については対象外となります。（入院の場合の退院時処方を含む）

※選定療養費には別途消費税も必要になります。省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。



公益財団法人柏市医療公社

柏市立柏病院

Kashiwa Municipal Hospital